

第3部

貸切バス・フェリー

☆☆☆

第1章 貸切バス

1. 貸切バスの運賃・料金

貸切バスの運賃・料金は、所管の運輸局ごとに事前に届け出ることとされている。その運賃・料金の下限額が別表の料金表（P203）の基準額以上であれば、審査を受けることなく事前届けが受理される。なお貸切りバスはバス1車両に対するもので、その点、JR・航空・私鉄などの設定する個人運賃・個人料金との大きな違いである。

★（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款「貸切バス約款ともいう」では、運賃および料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによる。）

(1) 運賃・料金計算の基本

①運賃・料金の下限額は別表の運賃・料金表（P203）の基準額以上で定められる。表の金額には消費税が含まれていないので、最終的に消費税を加算する。

②運賃・料金は、旅客の出発地域に適用されているものを基礎として計算される。

（例）東京の旅客が、北海道のバス会社を利用して函館空港からバス旅行を行う場合
⇒北海道運輸局に届け出た運賃・料金が適用される。

③車両区分は次のようになっている。

大型車	車両の長さ9m以上、または旅客席数50人以上
中型車	大型車、小型車、通勤用車以外のもの
小型車	車両の長さ6m以上8m以下で、かつ旅客席数33人以下
通勤用車	車両の長さ6m未満で、かつ旅客席数14人以下

★★★ ④計算の際の端数整理は次のようにする。

	端数処理
時間	30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。 (例) 5時間25分 → 5時間 5時間30分 → 6時間
キロ数	10km未満は10kmに切り上げる。 (例) 225km → 230km
金額	1円単位に四捨五入する。 (例) 77,943.6円 → 77,944円

【貸切バス運賃・料金表】

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の検討を必要としない運賃・料金の基準額

(単位：円、税別)

	北海道	東北	関東	北信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
運賃	大型車	140	170	160	150	140	190	140	140	200
	中型車	120	150	140	130	120	160	120	120	170
	小型車	100	130	120	110	100	140	100	110	150
	コミュニーター車	90	110	110	100	90	120	90	90	130
料金	キロ制運賃 (1 kmあたり)	5,570	6,530	6,580	6,440	6,820	6,320	6,380	6,330	5,230
	時間制運賃 (1時間あたり)	4,700	5,520	5,560	5,430	5,760	5,330	5,380	5,350	4,420
	小型車	4,110	4,830	4,870	4,760	5,040	4,670	4,720	4,690	3,870
	コミュニーター車	3,660	4,300	4,330	4,240	4,490	4,160	4,200	4,170	3,440
料金	キロ制料金 (1 kmあたり)	10	20	40	20	30	30	30	10	30
	時間制料金 (1時間あたり)	2,200	2,040	2,430	2,310	2,410	2,300	2,200	2,210	2,460
深夜早朝運行料金										
特殊車両割増料金										
時間制運賃および交替運転者配置料金(時間制料金)の2割 設備や購入価格等を勘案した割増率										

令和6年3月1日付

★ (3) 運賃の割引 (※料金の割引はない)

次に該当する者 (団体) に対する割引は、地方運輸局長に届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。割引は運賃のみで料金の割引はない。下記の①、②の両方に該当するときは大きい割引を適用する。(重複割引はない。)

団 体	
①	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法 および児童福祉法の適用を受ける団体
②	学校教育法による <u>学校</u> に通学または通園する者の団体 (大学および高等専門学校を除く)

※当該施設または学校の責任者が引率し、かつ、当該施設または学校の長の発行する**証明書**の提出が必要である。

(4) 運賃および料金の精算

運行行程の変更その他の事由 (回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く。) により運賃または料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて運賃または料金の追徴または払戻しの措置を講じる。(約款第19条)

【運転時間・休憩時間等の約束事に下記のような内容もある】

- ① 運転者の連続運転は4時間を限度とする。
- ② 運転者は運転開始後4時間以内に30分以上の休憩を確保する必要がある。
- ③ 運転者の1日の運転時間は、2日平均で9時間を限度とする。
- ④ 運転者の1日の拘束時間は13時間以内を基本とする。
- ⑤ 翌日の始業まで11時間以上空けることを基本とし、9時間を下回らない。
- ⑥ 実車距離が原則500kmを超える場合、または運転時間が原則9時間を超える場合は交替運転者の配置が必要になる。

★ (5) 料金

①深夜早朝運行料金	<p><u>22時以降翌朝5時までの間に点呼・点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合に適用。</u></p> <p>・上記時間帯に、1時間あたりの時間制運賃及び交替運転者配置料金の合算額に該当時間を乗じた額の2割増とする。</p>
②特殊車両割増料金	<p>以下の条件にあてはまる車両について、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用。</p> <p>・標準的な装備を超える特殊な設備のある車両</p> <p>・当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。</p>
③交替運転者配置料金	<p>法令で交替運転者の配置が義務付けられる場合と交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用。</p> <p><small>（交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用）</small></p> <p>・<u>運賃計算と同様の時間・距離（キロ）</u>に料金額（時間制料金・キロ制料金）を乗じた額とする。【計算例】参照</p>

【料金計算例】

P204【運賃計算例】の行程で交替運転者がいた場合の交替運転者配置料金（消費税別）

時間制料金 ①+②+③+④+⑤ = 8時間30分→(30分以上は1時間に切り上げ)→9時間
1時間あたり2,200円×9時間 = 19,800円

キロ制料金 (a)+(b)+(c) = 133km→(10km未満、10kmに切り上げ)→140km
1 kmあたり10円×140km = 1,400円

合 計 時間制料金19,800円 + キロ制料金1,400円 = 21,200円*

*最終的にバス会社に支払う際には消費税を含める。

★★★ (6) 契約責任者（旅客）の実費負担

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、運送に関するガイド料、有料道路利用料、航送料（フェリーの車両航送運賃）、駐車料、乗務員宿泊費、その他乗客が求める特別な負担については、その実費を契約責任者（旅客）が負担することになっている。

★★★ (7) 違約料 (取消料)

	取消日時	違約料 (取消料)
取り消しの 場合	配車日の14日前～8日前まで	所定の運賃・料金の20%
	配車日の7日前～24時間前まで	所定の運賃・料金の30%
	配車日時の24時間前以降	所定の運賃・料金の50%
減車両の場合	予約車両数の20%以上の車両が減少したとき	減少した車両につき、上記の区分による違約料

【違約料の計算例】

10月20日 09:00配車、1泊2日で220,000円 (消費税込み) で契約済の貸切バスを取り消した場合の違約料 (消費税を除いた200,000円が違約料の対象)

取消日時	違約料 (取消料)
10月6日～12日	200,000円×20% = 40,000円
10月13日～19日の09:00まで	200,000円×30% = 60,000円
10月19日の09:00すぎ	200,000円×50% = 100,000円

※6両 (台) の予約済のうち1両 (台) 取り消した場合は、16.6%で違約料は不要。

※4両 (台) の予約済のうち1両 (台) 取り消した場合は、25%で上記の違約料が必要。

なお、バス会社の都合による取り消し・減車の場合は、この表を適用した違約料がバス会社から支払われる。

(8) 特殊な取扱い

★★ ①配車日時に旅客が乗車しない場合

バスを契約通りの配車日時に配車したにもかかわらず、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、運送契約は終了したものとみなされ、運賃・料金の払い戻しは受けられない。

★★ ②バスの故障

バスの故障によって目的地の一部にも到達せず、代替バスの運行ができなかった場合は、支払った運賃・料金の全額が払い戻される。

また、目的地の一部に到達後、運行を中止した場合は、運行を中止した区間の運賃・料金が払い戻される。

※ただし、バス会社の負担で代替の運送手段を提供し、旅客がこれを使用した場合は、払い戻しは発生しない。

第2章 フェリー

1. フェリーの運賃・料金

(1) 運賃・料金の種類 (消費税込)

運賃	普通旅客運賃……………	基本的には2等・1等・特等で対キロ制
	団体旅客運賃……………	一般団体と学生団体
	手荷物・小荷物運賃……………	手回り品(受託しない手荷物)は20kgまで無料
	自動車航送運賃……………	車の長さ3m未満から1mを増すごとに設定 運転者1人分の2等運賃を含む
	特殊手荷物運賃……………	自動二輪車・原動機付自転車・自転車等
料金	特急・急行料金	
	特別個室使用料金……………	2等・1等・特等以外の特別船室に適用
	座席指定料金	
	寝台料金	
	船室貸切料金……………	船室定員未満の人員で船室を専用する場合の料金
	手回り品料金	

★★★ (2) 年齢区分

大人：12歳以上(小学生を除く)

小児：12歳未満及び12歳以上の小学生

★ (3) 小児の運賃・料金

小学生(通常6歳～12歳)に小児の運賃・料金を適用する。

金額は大人の運賃・料金の半額とし、原則として10円未満の端数は四捨五入して10円単位にする。

★★★ (4) 大人に同伴される小児の無料扱い

1歳以上で小学校に就学していない小児……………大人1人につき1人が無料

1歳未満の小児……………無料

ただし、指定制の座席または寝台を小児1人で使用する場合および団体旅行の場合は、小児の運賃・料金が必要になる。

(例) 大人1人・12歳の小学生・4歳の幼稚園児・2歳の小児の計4人で2等船室利用
→大人運賃1人分、小児運賃2人分

★★★ (5) 自動車航送運賃

自動車航送運賃には、**運転者1人分の2等旅客運賃**も含んでいる。

運転者が2等より上の上級船室を利用する場合は、2等旅客運賃と上級船室の運賃・料金との差額が必要となる。

★★ (6) 特殊手荷物運賃

「特殊手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物で、次に掲げるものおよびその積載物品をいう。

- ① 自動二輪車（オートバイ）、原動機付自転車
- ② 自転車、^{うぼくろま}乳母車、荷車等の軽車両であって人力で移動するもの（手回り品および受託手荷物として取り扱われるものを除く）

2. 旅客は、特殊手荷物運賃のほかに、必要な旅客運賃・料金を支払う。

★★ (7) 手回り品料金

「手回り品」とは、旅客が手荷物として自ら携帯して船室に持ち込む物で、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 3辺の長さの和が**2 m**以下で、かつ重量が**30kg**以下の物品 - 20kg以下無料
- ② 旅客が使用する車いす
- ③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）

} 無料

持ち込み制限

上記①の手回り品は、**2個**に限り船室に持ち込むことができる。ただし、船会社が支障がないと認めたときは2個を超えて持ち込むことができる。

(8) 運賃・料金の割引

・ 2種類以上の重複割引はない。

団体旅客割引運賃の取扱いはフェリー会社によって異なるが、一般団体における団体割引適用人数は15人以上、割引率は1割引を適用している会社が多い。

また、団体旅客割引運賃の計算方法もフェリー会社によって異なるが、ほとんどの会社が1人あたりの割引運賃（端数は10円単位に切り上げ）×人数である。

★ (9) 乗船券の通用期間

フェリー標準運送約款では、乗船券の通用期間(指定便を除く)を次のように定めている。

①片道乗船券

100km未満	発売当日限り
100km以上200km未満	2日間
200km以上400km未満	4日間
400km以上	7日間

②往復乗船券

片道の期間の2倍

※上記通用期間は自動車航送券についても同じである。

③通用期間の延長

病気その他旅客の不可抗力により乗船を中止した場合は、**7日間**を限度として通用期間を延長できる。

★★ (10) 運賃・料金の払戻手数料

- ・ 航路の運賃・料金の払い戻しは、JRのように乗車券と指定券という考え方ではなく、運賃と料金の合計(券面金額)に対して、手数料がかかる。
- ・ 引き下したものは割引後の運賃・料金に対し、払戻手数料を計算する。

券種	払戻日	払戻手数料
船便の指定のない乗船券	通用期間内	200円
船便の指定のある乗船券	発航日の7日前まで	200円
	発航日の6日前～2日前まで	1割(最低 200円)
	発航日の前日～発航時刻まで	3割(最低 200円)

※10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

※病気または死亡により中止した場合は、乗船券の通用期間の経過後30日以内であれば払戻手数料は200円でよい。

※特急・急行便が、所定の所要時間以内の時間でフェリー会社が定める時間以上遅延して到着した場合は、**特急・急行料金のみ全額払い戻し**となる。(運賃は払い戻しされない。)

理解度チェックー3

〔貸切バス・フェリー〕

(解答はP242~244)

1. 次の文章は、貸切バスの運賃・料金について述べたものである。□の中に正しい数字を記入しなさい。

- ア. 時間制運賃の算出の際、走行時間以外に、バスの出庫前および帰庫後の点呼・点検時間として合計 (1) 時間が加算される。
- イ. 時間制運賃の算出において、走行時間が (2) 時間未満の場合は (2) 時間として計算する。
- ウ. 深夜早朝運行料金は、(3) 時以降翌朝 (4) 時までの間に、点呼・点検時間や走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合に適用される。

2. 貸切バスに関する次の記述で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- (1) 時間制運賃において、点呼・点検時間、回送時間を含む拘束時間の合計が7時間35分の時、1時間以下の端数は切り捨てて7時間で計算する。
- (2) 出庫から帰庫するまでの回送時間を含む走行時間が2時間となる運送契約をした場合の運賃は、走行時間2時間として計算すればよい。
- (3) キロ制運賃において、回送距離を含む走行距離の合計が123kmの時、10km未満のキロ数は切り上げて130kmで計算する。
- (4) 学校教育法による高等学校に通学する者の団体に学生だけが乗車する場合は、運賃の割引が適用される。
- (5) 2日にわたる運送で宿泊を伴う場合は、宿泊場所到着後または宿泊場所出発前のいずれか1時間を点呼・点検時間として時間制運賃に加算する。
- (6) 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した率を割増した特殊車両割増料金を適用することができる。
- (7) 交替運転者の配置は、法令で義務付けられている場合と、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合に適用される。
- (8) 運送に関するガイド料および乗務員の宿泊費はバス会社の負担である。
-  (9) 運行行程（回送区間を除く）の変更等により出発前の契約と終了後の実際の運賃または料金に変更が生じた場合は、追徴または払戻しの措置を講じることができる。
- (10) バス会社の責任によるバスの故障で、目的地からの帰りの区間の運行を中止した場合で、バス会社の負担でこれに替わる運送手段を提供し、旅客がこれを利用した時は、バス会社は運行を中止した区間に係わる運賃・料金を払い戻す必要はない。

3. 次に掲げるのは、一般貸切旅客自動車運送約款（例）の違約料に関する規定の一部である。□の中に正しい数字を記入しなさい。

第15条（違約料）当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます。

配車日の□①日前から8日前まで………所定の運賃及び料金の□②%相当額
 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで…所定の運賃及び料金の□③%相当額
 配車日時の24時間前以降………所定の運賃及び料金の□④%相当額

2. 当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の□⑤%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。

4. 貸切バスを利用する1泊2日の募集型企画旅行（参加人員300人）で、出発日の2日前になって40人の旅客から不参加の申し出を受けたので、予約バス8台のうち1台を取り消した。この場合のバスの違約料はいくらになるか。

次の答えのうち正しいものを○印で囲みなさい。ただし、バス1台あたりの運賃・料金の総額は150,000円とする。

(答)

バスの違約料	不 要	30,000円	45,000円	75,000円	150,000円
--------	-----	---------	---------	---------	----------

5. 貸切バスに関する次の記述のうち、誤っているものを選択肢の中から1つ選びなさい。

(注) 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款によるものとする。

ア. 出庫が5時、帰庫が8時の運送契約においてバス会社は、深夜早朝運行料金が適用される1時間分について、時間制運賃の2割の割増料金を適用する。

イ. バス会社は、学校教育法による小学校に通学する者の団体で、当該小学校の責任者が引率し、かつ当該小学校の長が発行する証明書を提出したものにあっては、地方運輸局長に届け出たところにより運賃及び料金の割り引きを行う。

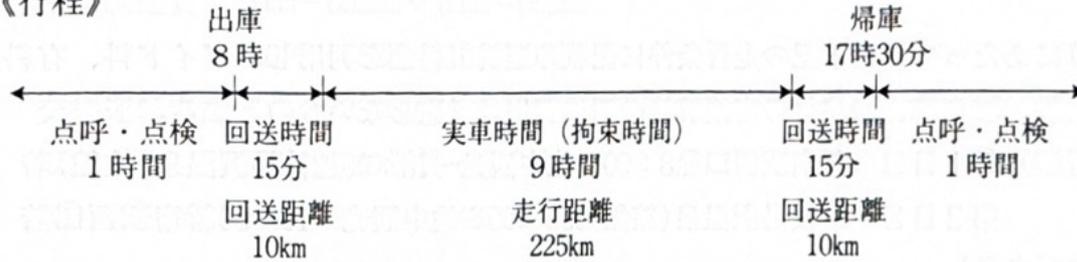
ウ. 「配車日が7月1日午前8時、1台10万円で契約した貸切バス6台」の運送契約を、契約責任者の都合で6月30日午後5時に1台減車した場合、バス会社は契約責任者に対し違約料を請求することはできない。

エ. 2日以上にわたる運送で乗務員の宿泊費が必要な場合は、バス会社は契約責任者に対し当該宿泊費を請求することができる。

6. 次の行程（日帰り）を大型バスで運行するとき、下記の設問に答えなさい。

(消費税の計算はしない。)

《行程》



《資料》

大型バス 時間制運賃（1時間あたり） 7,000円（下限額で設定）

大型バス キロ制運賃（1kmあたり） 150円（下限額で設定）

- (1) 1台あたりの貸切バスの運賃（時間・キロ併用制運賃）の合計額で正しいものを選びなさい。

- ア. 時間制運賃：11時間×7,000円＝77,000円
 キロ制運賃：250km×150円＝37,500円 合計114,500円
- イ. 時間制運賃：12時間×7,000円＝84,000円
 キロ制運賃：230km×150円＝34,500円 合計118,500円
- ウ. 時間制運賃：11時間×7,000円＝77,000円
 キロ制運賃：230km×150円＝34,500円 合計111,500円
- エ. 時間制運賃：12時間×7,000円＝84,000円
 キロ制運賃：250km×150円＝37,500円 合計121,500円
- オ. 時間制運賃：11時間30分×7,000円＝80,500円
 キロ制運賃：225km×150円＝33,750円 合計114,250円

- (2) 学校教育法に基づく高校生の生徒が上記の行程で貸切バスを利用する場合の運賃に関する次の記述で、正しいものはどれか。（学生団体としての条件は満たしているものとする。）

- ア. 上記の運賃をもとに計算した時間制運賃とキロ制運賃の額を合算した運賃
- イ. 上記の運賃をもとに計算した時間制運賃とキロ制運賃の額を合算し1割引きした運賃
- ウ. 上記の運賃をもとに計算した時間制運賃とキロ制運賃の額を合算し2割引きした運賃
- エ. 上記の運賃をもとに計算した時間制運賃とキロ制運賃の額を合算し3割引きした運賃

7. 大型貸切バス1台を利用して次の行程で1泊2日の旅行を行った。運賃・料金に関する条件に基づき、2日間の消費税込みの運賃・料金の算出方法として正しいものはどれか。

計算にあたっては、下記の走行条件に記載の運賃・料金を利用し、ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員の宿泊費等の関連費用は考慮しないものとする。

〈行程〉第1日目 新宿駅西口発8:00～途中観光～18:00越後湯沢温泉(旅館)着

第2日目 越後湯沢温泉(旅館)発8:00～途中観光～17:30新宿駅西口着

〈走行条件〉

- ① 1日目のバス会社のバス出庫時刻は7:00、2日目のバス会社のバス帰庫時刻は18:30
- ② 1日目及び2日目のバス会社～新宿駅西口間の回送距離は5km×2回＝合計10km
- ③ 2日間の回送距離を除く走行距離は652km
- ④ 時間制運賃(大型車1時間あたり)は7,080円
- ⑤ キロ制運賃(大型車1kmあたり)は160円
- ⑥ 交替運転者を配置することについてバス会社と当該団体とが合意している。
交替運転者配置料金
＝回送距離を含む走行距離に対してキロ制料金1kmあたり40円
総拘束時間に対して1時間あたり3,080円
- ⑦ 上記運賃・料金には消費税は含まれていない。

ア. 時間制運賃: 1時間+10時間+9時間30分+1時間=21時間30分→21.5時間
 $7,080円 \times 21.5時間 = 152,220円$①
 キロ制運賃: 5km+652km+5km=662km
 $160円 \times 662km = 105,920円$②
 交替運転者配置料金: $3,080円 \times 21.5時間 + 40円 \times 662km = 66,220 + 26,480 = 92,700円$③
 以上より、消費税込みの運賃・料金合計
 $(① + ② + ③) = 350,840 \times 1.1 = 385,924円$

イ. 時間制運賃: 1時間+10時間+9時間30分+1時間=21時間30分→(30分以上1時間に切り上げ)→22時間
 $7,080円 \times 22時間 = 155,760円$①
 キロ制運賃: 5km+652km+5km=662km→(10km未満、10kmに切り上げ)→670km
 $160円 \times 670km = 107,220円$②
 交替運転者配置料金: $3,080円 \times 22時間 + 40円 \times 670km = 67,760 + 26,800 = 94,560円$③
 以上より、消費税込みの運賃・料金合計
 $(① + ② + ③) = 357,540 \times 1.1 = 393,294円$

- ウ. 時間制運賃：1時間+10時間+9時間30分+1時間+4時間=25時間30分→25.5時間
 $7,080円 \times 25.5時間 = 180,540円$ ……………①
 キロ制運賃：5km+652km+5km=662km
 $160円 \times 662km = 105,920円$ ……………②
 交替運転者配置料金：3,080円×25.5時間+40円×662km=78,540+26,480=105,020円…③
 以上より、消費税込みの運賃・料金合計
 $(① + ② + ③) = 391,480 \times 1.1 = 430,628円$
- エ. 時間制運賃：1時間+10時間+9時間30分+1時間+4時間=25時間30分→(30分以上1時間に切り上げ)→26時間
 $7,080円 \times 26時間 = 184,080円$ ……………①
 キロ制運賃：5km+652km+5km=662km→(10km未満、10kmに切り上げ)→670km
 $160円 \times 670km = 107,200円$ ……………②
 交替運転者配置料金：3,080円×26時間+40円×670km=80,080+26,800=106,880円…③
 以上より、消費税込みの運賃・料金合計
 $(① + ② + ③) = 398,160 \times 1.1 = 437,976円$

※以下、フェリーに関する問題(8~12)については、「海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款(フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款)」によるものとする。

8. 大人2人と8歳の小児(小学生)、6歳の小児(幼稚園児)各1人の計4人の家族が乗用車1台でフェリーの2等船室を利用する場合の運賃の算出方法で正しいものはどれか。

[資料]

2等旅客運賃：大人1人 6,200円 小児1人 3,100円

自動車航送運賃：31,000円

- ア. $(6,200円 \times 2) + (3,100円 \times 2) + 31,000円 = 49,600円$
 イ. $(6,200円 \times 2) + (3,100円 \times 1) + 31,000円 = 46,500円$
 ウ. $(6,200円 \times 1) + (3,100円 \times 2) + 31,000円 = 43,400円$
 エ. $(6,200円 \times 1) + (3,100円 \times 1) + 31,000円 = 40,300円$

9. 大人2人と12歳の小児(小学生)の計3人の家族が乗用車1台でフェリーの1等船室を利用する場合の運賃は合計でいくらになるか、資料に基づいて答えなさい。

[資料] 1等旅客運賃 大人1人 10,000円 小児 5,000円
 2等旅客運賃 大人1人 5,000円 小児 2,500円
 自動車航送運賃 30,000円

10. フェリーを利用して旅行をする場合、マイカー（5m未満）を航送し、大人2人、4歳の小児の合計3人で1等座席3席利用の片道運賃の総額はいくらか。

〔資料〕

1等大人片道運賃	19,600円	2等大人片道運賃	10,800円
1等小児片道運賃	9,800円	2等小児片道運賃	5,400円
自動車航送運賃（5m未満）	30,600円		

- ア. $19,600円 + 9,800円 + 30,600円 = 60,000円$
イ. $(19,600円 - 10,800円) + 19,600円 + 9,800円 + 30,600円 = 68,800円$
ウ. $(19,600円 - 10,800円) + (19,600円 \times 2) + 30,600円 = 78,600円$
エ. $(19,600円 \times 2) + 9,800円 + 30,600円 = 79,600円$

11. フェリーに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅客30人、運転手を含むバスの乗務員2人、添乗員1人の計33人が乗車している大型バス1台が、フェリーの2等船室を利用する場合の運賃の算出方法は、「旅客30人の運賃+バスの航送運賃」となる。
イ. 自動二輪車で排気量が500cc以上のものは「自動車航送」として扱われる。
ウ. 船便が指定されていない乗船券の通用期間は、片道400km以上のものは発売当日を含めて7日間である。
エ. 旅客運賃とは別に急行料金を収受する急行便が、当該急行便のフェリー会社が定める所定の所要時間以上遅延して到着した場合、フェリー会社は旅客運賃と急行料金を払い戻す。

12. 次の文章は、フェリーの運賃・料金について記述したものである。□に正しい数字を記入しなさい。

- (1) フェリー標準運送約款では、大人は□ア□歳（ただし小学生は小児）以上である。大人1人に同伴されて乗船する□イ□歳以上で小学校に就学していない小児は□ウ□人に限り無料となっている。
(2) 船便の指定された入鉄前にゅうてつぜんの1,000円のフェリー乗船券を、指定便の発航する前々日に払い戻しを請求した場合の払い戻し額は□エ□円である。
(3) 船便の指定された12,000円の乗船券を購入した旅客が、病気のため乗船できず、通用期間経過後20日目に払い戻しの請求をした場合の払い戻し額は□オ□円である。
(4) 船便の指定された入鉄前にゅうてつぜんの5,000円のフェリー乗船券について、指定便の発航する6日前に払い戻しを請求した場合、フェリー会社は乗客に□カ□円の払戻手数料を請求することができる。

第1章 宿泊の概要

1. 旅館・ホテルと加盟組織

旅行に関連のある旅館・ホテルの数は相当数にのぼるが、その大半は次に述べるいずれかの組織に加盟しており、それが旅館・ホテルの一種の「格付け」にもなっている。

(1) 旅館

①政府登録旅館

外国人客も十分利用出来る和室を相当数持ち、国際観光ホテル整備法に基づき観光庁長官が登録を行った日本旅館。一般に最高級旅館として認められている。

②日本旅館協会加盟旅館

地域同業者と協調し、地域の観光事業の発展に寄与するとともに、客室、フロント、ロビー、浴室、トイレ及び洗面所等の施設・設備を設けるなど、協会の会員資格基準を満たした宿泊施設。

③全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）加盟旅館

前記の各項目以外の日本旅館で、旅館としての設備を整えたもの。

(2) ホテル

①政府登録ホテル

国際観光ホテル整備法に基づき観光庁長官が登録を行ったホテルのこと。外国人観光客も泊められる設備のあるホテルで、代表的な高級ホテルである。

②日本ホテル協会会員ホテル

外国人向きのホテル連合体である。当協会の資格審査に合格し、外国人客のみならず日本人客の利用も多いホテル。政府登録ホテルの多くはこの会員となっている。

③全日本シティホテル連盟加盟ホテル

ビジネス客を主に対象とするシティホテルの連合体である。

(3) 協定旅館・ホテル

旅行会社では、宿泊施設と協定を締結しお客様をご案内している。この宿泊施設を協定旅館・ホテルと呼んでいる。

第2章 宿泊料金等

1. 宿泊料金

宿泊料金は、旅館とホテル、シーズン、個人と団体、子供料金など、それぞれにより異なるが、基本となる考え方は次のとおりである。

(1) 旅館の宿泊料金

- ① 1泊2食付（宿泊当日の夕食と翌日の朝食付き）の大人1人あたりの料金を基本宿泊料とし、これにサービス料・諸税を加えた額が旅館の宿泊料金となる。
- ② 客室の設備と1部屋の利用人数により宿泊料金に格差が設けられている。
- ③ 食事なしまたは1食付だけでも扱い、一定の金額（額または率）をその分だけ差引きする。
- ④ 宿泊日によって料金に差異があり、オンシーズンや休前日は割高になる。

(2) ホテルの宿泊料金

- ① 1室の室料（ルームチャージ）のみまたは室料+朝食付きの料金を基本宿泊料とし、これにサービス料・諸税を加えた額がホテルの宿泊料金となる。リゾートホテルでは、2食付き1人あたりの宿泊料金を設定しているホテルもある。
- ② 部屋様式により料金に格差が設けられている。
- ③ 都市ホテル・ビジネスホテルは年間を通じ同一料金が多く、リゾートホテルは、オン料金とオフ料金を設定しているところが多い。

★★★ (3) 子供料金

モデル宿泊約款による子供料金は小学生以下に適用し、提供する食事や寝具の内容により大人料金に対する以下の料率で定めている。

提供内容	料率	一般的な表現
大人に準じる食事と寝具を提供	大人料金の70%	子供A料金
子供用食事と寝具を提供	大人料金の50%	子供B料金
寝具のみを提供	大人料金の30%	子供C料金
寝具及び食事を提供しない幼児	定額または定率	子供D料金

① 旅館

多くは上記の料率を適用しているが、詳細は各宿泊施設の宿泊約款による。

② ホテル

詳細は各宿泊施設の宿泊約款による。

(4) 団体料金

団体料金は、個人料金とは別に15名以上は割安に設定されている。その他、1部屋を2人で使用する場合と、3～5人で使用する場合とに分けられていることがある。

(5) 欠食料金

1泊2食の料金で、朝食または夕食をとりたくない場合の差引額を、定率または定額で決めたもの。旅館によって率や額もさまざまである。

★★★ (6) サービス料

旅館やホテルが、税金とは別にサービス料を加算するやり方が一般化している。基本宿泊料および追加飲食・カラオケ・マージャン等の利用料金の10～15%のことが多い。サービス料は、次に記述する消費税の対象になるが、P224の違約金（取消料）の対象にはならない。

★★ (7) 宿泊に関する諸税（消費税・入湯税）

①消費税の課税対象

ア. 宿泊に関する消費税は、1泊につき次の料金の総額（宿泊に係わる一連の利用行為）に対して課税される。

宿泊料金 = 基本宿泊料とサービス料

追加料金 = 追加飲食およびカラオケ・マージャン等の利用料金とサービス料

〔課税対象の例〕

旅館 { 酒・ビール・ジュース等の飲物代
特別料理・郷土料理等の追加料理代
カラオケ・マージャン等の利用料金
二次会費用（宿泊料金と一括会計の場合）

ホテル：ルームサービスで注文した料理・飲物等の料金

イ. 税額の1円未満の端数は四捨五入する。

②消費税 10%

1989年（平成元年）4月1日から施行された消費税の税率（3%）が、1997年（平成9年）4月1日から5%に、2014年（平成26年）4月1日から8%に、2019年（令和元年）10月1日から10%に改定された。

③入湯税^{にゅうとう}

温泉地の旅館等で課税されるもので、1人1泊150円が標準である。

当然、入湯税には消費税はかからない。

（自治体によっては、減免措置として12歳未満等は免除されている場合もある。）

★ (8) 宿泊税

観光振興のための事業（案内標識や観光案内所の整備・充実、観光情報の提供など）の経費に充てるために、ホテルまたは旅館等に一定金額以上の料金で宿泊した場合に、その宿泊者に対し独自の地方税を課税している。

①課税対象となる宿泊施設

下記③の都市のホテルまたは旅館等で、各業法で営業許可を受けた施設が対象となる。また、都市によって民泊も課税対象としている場合、民宿やペンションは課税対象外、および修学旅行等学校行事参加者は課税対象外としている場合もある。

②課税金額の例（東京都の場合）*2025年3月現在

1人あたりの室料とサービス料（食事料金などを含まない素泊まり料金）が課税対象となり、課税金額は次のとおりである。

1人あたりの室料とサービス料が10,000円未満	非課税
1人あたりの室料とサービス料が10,000円以上15,000円未満	100円
1人あたりの室料とサービス料が15,000円以上	200円

※2人でツインルームに宿泊する場合は、1人あたりの室料に換算する。

③主な宿泊税導入地区

東京都・大阪府・京都市・金沢市・^{くつちゃんちょう}倶知安町・^{ニセコ町}ニセコ町・^{あたま}熱海市・^{とこなめ}常滑市・福岡県・福岡市・北九州市・長崎市等。（2025年3月現在）

*上記以外にも、宿泊税の導入を検討している自治体が多数存在するため、最新の情報に注意してください。

★★★ (9) 時間外追加料金

宿泊施設は客室の使用時間を宿泊約款で定めているが、その時間外の客室使用に応じることがある。その場合、下記の追加料金を収受する。（モデル宿泊約款9条）

- ①超過3時間まで・・・室料金の3分の1（室料相当額の〇〇%）
- ②超過6時間まで・・・室料金の2分の1（室料相当額の〇〇%）
- ③超過6時間以上・・・室料金の全額（室料相当額の〇〇%）

※室料相当額は食事付き基本宿泊料を設定している場合に適用し、その計算方は大人の基本宿泊料（1泊2食付）の70%とする。また上記の室料相当額の〇〇%は各宿泊施設で自由に設定する。

★★ (10) 申込金

宿泊契約が成立したときは、**宿泊期間**（3日を超えるときは3日間）の**基本宿泊料**を限度として宿泊施設が定める申込金を指定する日までに支払う。（モデル宿泊約款第3条）

【宿泊料金および追加飲食等の支払総額の計算方法】

★ ◎ 旅館に宿泊した場合

- ① 基本宿泊料……1人あたり：通常は2食（夕食と朝食）付き
- ② 〃 サービス料……①×サービス料率（サービス料込みの場合は不要）
- ③ 内 計……①+②
- ④ 宿泊料合計……③×人数

- ⑤ 追加飲食……1人あたりの場合は、×人数
- ⑥ 〃 サービス料……⑤×サービス料率（サービス料込みの場合は不要）
- ⑦ 追加飲食合計……⑤+⑥

- ⑧ その他……カラオケ使用料等
- ⑨ 〃 サービス料……⑧×サービス料率（サービス料込みの場合は不要）
- ⑩ その他合計……⑧+⑨

- ⑪ 消費税合計……(④+⑦+⑩)×0.1 1円未満四捨五入

- ⑫ 入湯税合計……温泉地のみ課税され、通常150円×人数

- ⑬ 旅館立替分……タバコ代・タクシー代等：単なる旅館が立替えた金額

- 支払い総額……④+⑦+⑩+⑪+⑫+⑬

★ ◎ ホテルに宿泊した場合

- ① 基本宿泊料……通常は室料（ルームチャージ）
- ② 〃 サービス料……①×サービス料率（サービス料込みの場合は不要）
- ③ ルームサービス……ホテルのレストランで別会計の場合は「宿泊を伴わない飲食」
- ④ 〃 サービス料……③×サービス料率（サービス料込みの場合は不要）

- ⑤ 内 計……①+②+③+④
- ⑥ 消費税……⑤×0.1 1円未満四捨五入

- ⑦ 1室あたり 計……⑤+⑥

- 支払総額……⑦×室数

【計算例】

例1. 旅館に宿泊した場合（大人1人）

基本宿泊料 1泊2食付15,000円、サービス料15%、入湯税150円。

- ① 基本宿泊料……15,000円
- ② 〃サービス料…… 2,250円 (①×0.15)

- ③ 内 計……17,250円 (①+②)
- ④ 消 費 税…… 1,725円 (③×0.1)
- ⑤ 入 湯 税…… 150円

- ⑥ 1人あたり 計……19,125円 (③+④+⑤)

例2. 旅館に宿泊した場合（大人1人と子供1人）

基本宿泊料 1泊2食付大人15,000円、子供10,500円、サービス料10%、入湯税150円（大人・子供同額）、夕食時に2人前で5,000円（サービス料別）の舟盛り料理をとった。

- ① 基本宿泊料……25,500円 (大人15,000円+子供10,500円)
- ② サービス料…… 2,550円 ①×0.1
- ③ 宿泊料合計……28,050円 ①+②

- ④ 追加飲食…… 5,000円 2人分
- ⑤ サービス料…… 500円 ④×0.1
- ⑥ 追加飲食合計…… 5,500円 ④+⑤

- ⑦ 消費税合計…… 3,355円 (③+⑥) ×0.1

- ⑧ 入湯税合計…… 300円 150円×2

- 支払い総額……37,205円 ③+⑥+⑦+⑧

例3. ホテルに宿泊した場合（大人2人）

基本宿泊料 ルームチャージ15,000円のツインルームに2人が宿泊し、ルームサービス1人3,000円の飲食を2人分注文した。サービス料は10%であった。

- ① 基本宿泊料……15,000円
- ② 〃サービス料…… 1,500円 (①×0.1)
- ③ ルームサービス…… 6,000円 (3,000円×2人)
- ④ 〃サービス料…… 600円 (③×0.1)

- ⑤ 内 計……23,100円 (①+②+③+④)
- ⑥ 消 費 税…… 2,310円 (⑤×0.1)

- ⑦ 2人分支払総額……25,410円 (⑤+⑥)

2. 変更・取り消し・払い戻し

すでに予約されているものを、都合により変更または取り消しする場合は、宿泊施設の定めた違約金（取消料）がかかる。ただし天災地変などの場合は原則として無手数料である。

★★ (1) 違約金（取消料）

違約金（取消料）は宿泊施設ごとに異なり、約款に定めている。下記は一例である。

予約人数		取消日	不当	前	2	3	4	5	6	7	8	14	15	30
		泊日	日	日	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前
旅 館	一 般	1～14名	50%	20%										
		15～30名	50%	20%										
		31～100名	70%	50%	20%			10%						
		101名以上	70%	50%	25%			15%		10%				
		・契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。 ・団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、 <u>違約金はいただきません。</u>												
ホ テ ル	人 員 別	不泊	当日	前日	2日前～9日前		10日前～20日前							
		一般	1～14名	100%	80%	20%								
		団 体	15～99名	100%	80%	20%	10%							
			100名以上	100%	100%	80%	20%		10%					
		・契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。 ・団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、 <u>違約金はいただきません。</u>												

（注）違約金はサービス料などを含まない「基本宿泊料」に対して計算する。

【違約金の計算例】

旅館に5連泊の宿泊契約をしていた大人1人が、2泊したのち、宿泊客の都合により残り3泊の宿泊契約を解除した場合

[条件]・基本宿泊料 1人1泊あたり15,000円（1泊2食）

・違約金率は前ページ（P224）のものを適用する。

違約金 $15,000円 \times 0.5 \times 1日 = 7,500円$

短縮の場合は、短縮日数に関係なく1日分の違約金のみでよい。

(2) 一部取り消しの違約金（取消料）

一部人数の違約金（取消料）は、各宿泊施設の約款によるが、原則として取消人数分に対して前記の違約金（取消料）を適用する。ただし、団体客（15名以上）の一部人数の取り消しについては前ページの免除がある。

(3) 変更・取消手数料

標準旅行業約款（手配旅行契約の部）に定める旅行業務取扱料金のことで、金額は旅行者の各営業所に掲示することになっている。

理解度チェックー4

〔宿泊〕

(解答はP245～246)

1. 旅行者3名が、ホテルのツインルーム1室、シングルルーム1室を使用して宿泊した場合について、下記の条件に基づき、ホテルへの支払額(3名分)を計算しなさい。ただし、このホテルのサービス料は室料の10%である。

〔条件〕

室料	ツインルーム 1室	15,000円 (税金別)
	シングルルーム 1室	7,000円 (税金別)

2. 大人10名のグループが次の内容で旅館に宿泊した場合、旅館に支払う総額はいくらか。

基本宿泊料(1泊2食付、サービス料別・税金別、1名あたり) 15,000円

追加料理飲食代(サービス料別・税金別、1名あたり) 2,000円

サービス料 10%

入湯税(1名あたり) 150円

立替金(タバコおよびタクシー代総額) 20,000円

3. 大人1人の基本宿泊料金が1泊2食20,000円(サービス料・税金別)の旅館の場合、同伴する小学生が、大人に準じる食事と寝具の提供を受けたときの子供料金(サービス料・税金別)について正しいものはどれか。

a. $20,000円 \times 0.3 = 6,000円$

b. $20,000円 \times 0.5 = 10,000円$

c. $20,000円 \times 0.7 = 14,000円$

d. 20,000円

4. 大人1人の基本宿泊料金15,000円(サービス料・税金別)の旅館の場合、モデル宿泊約款に定める小学生以下の子供(サービス料・税金別)の組合せのうち、正しいものはどれか。

	大人に準じる食事と寝具を提供した場合	子供用食事と寝具を提供した場合	寝具のみ提供した場合
a.	12,000円	9,000円	4,500円
b.	12,000円	7,500円	6,000円
c.	10,500円	9,000円	6,000円
d.	10,500円	7,500円	4,500円

5. 大人1人の基本宿泊料が1泊2食25,000円（サービス料・税金別）の石和温泉の温泉旅館に、大人2人と11歳の子供1人で1泊した場合、宿泊客が支払う宿泊料金等の総額で正しいものは次のうちどれか。

- *モデル宿泊約款に準じる。 *子供は「大人に準ずる食事と寝具」を提供する。
 *サービス料は10%とする。 *入湯税は1人150円（12歳未満は免除扱い）とする。

a. 基本宿泊料 $25,000円 \times 2人 + (25,000円 \times 70\%) \times 1人 = 67,500円$ ①

サービス料 $67,500 \times 10\% = 6,750円$ ②

消費税 $67,500円 \times 10\% = 6,750円$ ③

①+②+③+ (150円×2人) = 81,300円

b. 基本宿泊料 $25,000円 \times 2人 + (25,000円 \times 70\%) \times 1人 = 67,500円$ ①

サービス料 $67,500 \times 10\% = 6,750円$ ②

消費税 $(67,500円 + 6,750円) \times 10\% = 7,425円$ ③

①+②+③+ (150円×2人) = 81,975円

c. 基本宿泊料 $25,000円 \times 2人 + (25,000円 \times 50\%) \times 1人 = 62,500円$ ①

サービス料 $62,500 \times 10\% = 6,250円$ ②

消費税 $62,500円 \times 10\% = 6,250円$ ③

①+②+③+ (150円×2人) = 75,300円

d. 基本宿泊料 $25,000円 \times 2人 + (25,000円 \times 50\%) \times 1人 = 62,500円$ ①

サービス料 $62,500 \times 10\% = 6,250円$ ②

消費税 $(62,500円 + 6,250円) \times 10\% = 6,875円$ ③

①+②+③+ (150円×2人) = 75,925円

6. 宿泊に関する次の記述で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。いずれもモデル宿泊約款によるものとする。

- (1) 基本宿泊料が大人1人あたり1泊2食付き20,000円の旅館における室料相当額は、「 $20,000円 \times 70\% = 14,000円$ 」である。
 (2) 基本宿泊料（室料）が15,000円、チェックアウトが午前10時と定められたホテルで、正午まで延長利用したときの時間外追加料金は5,000円である。
 (3) 大人2人で4泊5日の宿泊契約をしていた旅館に対し1泊宿泊後、残り3泊を取り消した場合は3泊分の違約金を支払わなければならない。
 (4) 宿泊日の10日前における人員が30名の団体の場合、当日2名が取り消しとなった場合、2名分の違約金を支払わなければならない。
 (5) 違約金（取消料）の計算方法は、基本宿泊料とサービス料の合計に対し、違約料率を乗じ、計算する。

7. 宿泊に関する次の記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

(注) モデル宿泊約款によるものとする。

- ア. 基本宿泊料(室料)が12,000円、チェックアウトが午前10時と定められたホテルで、午後2時まで客室を延長使用したときの時間外追加料金は4,000円である。
- イ. 基本宿泊料(室料)が10,000円、サービス料込の宿泊料金が11,000円のシングルルームにおいて、違約金の対象となるのは、基本宿泊料の10,000円である。
- ウ. 基本宿泊料(1泊2食)が大人1人10,000円の旅館に、大人1人、大人に準じる食事と寝具の提供を受ける小学生1人、子供用食事と寝具の提供を受ける小学生1人が宿泊する場合の3人分の基本宿泊料の合計は18,000円である。なお、サービス料及び消費税等諸税の計算は行わないものとする。
- エ. 旅館に、宿泊日の10日前に50名で宿泊の予約をしていた団体客が、契約の一部を解除し宿泊当日に40名となった場合、旅館は10名分の違約金を収受する。

8. ホテルに3連泊の宿泊契約をしていた大人1人の宿泊客が、1泊したのち当該宿泊客の都合により残り2泊の宿泊契約を解除した。当該宿泊客が支払うこととなる違約金の額について、資料に基づき、正しいものを選びなさい。

(注) モデル宿泊約款によるものとする。

〈資料〉

- ・基本宿泊料は、1人1泊あたり10,000円とする。
- ・このホテルの基本宿泊料に対する違約金の比率は、契約解除の通知を受けた日が、当日の場合は基本宿泊料の50%、前日の場合は基本宿泊料の20%とする。

- ア. 2泊目の違約金として5,000円、3泊目の違約金として2,000円の合計7,000円
- イ. 2泊目の違約金として5,000円、3泊目の違約金は不要である。
- ウ. 2泊目の違約金は不要、3泊目の違約金として2,000円
- エ. 2泊目、3泊目とも違約金は不要である。

9. 申込金に関する次の記述で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。いずれもモデル宿泊約款によるものとする。

- (1) 基本宿泊料が10,000円の宿泊施設に大人1人が2泊する時、宿泊施設は申込金を20,000円とすることができる。
- (2) 基本宿泊料が10,000円の宿泊施設に大人1人が4泊する時、宿泊施設は申込金を40,000円とすることができる。